

## 令和8年度以降の普通徴収納期の変更について

令和8年度より、介護保険料の普通徴収（口座振替または納付書払い）による納期（納付回数）を、年12回から年9回に変更いたします。

介護保険料の通知については、毎年4月に発送していましたが納入通知書（仮算定）をなくし、7月に発送する納入通知書（本算定）の1回となります。

変更有

### 【普通徴収の方】

納期（納付回数）が  
年12回→年9回に  
変更となります。

変更無

### 【特別徴収の方】

4月・6月・8月の  
年金から同年2月と  
同額を仮徴収します。

### （変更前）第1段階の場合

算定	仮算定			本算定									年額
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期	
保険料額	2,504円	1,700円	21,204円										

### （変更後）第1段階の場合

算定	仮算定なし			本算定									年額
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
期別	—	—	—	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	
保険料額	—	—	—	2,804円	2,300円	21,204円							

- 今回変更があるのは普通徴収の方であり、特別徴収の方は変更ありません。
- 今回の変更により皆様が納める保険料の年額に影響はありません。
- 普通徴収の方は、4月～6月の間は納付がなくなります。  
7月～翌年3月の納付に向けてご準備いただくようご協力お願いします。

詳しくは、お問い合わせください